

三重の森林づくり検討委員会報告書

平成20年3月

三重の森林づくり検討委員会

三重の森林とくまの会

1950年

くまの会とくまの会

目 次

序文	1
1 森林の働きと恵み	2
2 地球温暖化防止に果たす森林の役割	3
3 三重県の森林を取り巻く状況	4
4 森林づくりを地域社会全体で支える必要性	8
5 地域社会全体で支える森林づくりの推進方策		
(1) 森林づくりに必要な新たな施策	9
(2) 森林づくりに必要な新たな施策の財源の検討	13
6 むすび	17
委員名簿	18

(参考資料) 県が検討委員会に提出した資料 (抜粋)

序 文

森林には、県土の保全、水源のかん養、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など私たちの生活にはなくてはならない働きがあります。

しかし、これまで三重の森林を育ててきた林業は、木材価格の低下や需要の減少などにより、生産活動が停滞し、活力が失われ、多くの森林で手入れがされず放置されたままとなっています。

近年、世界的に地球温暖化防止の取り組みが広がっており、今年は、日本を始めとする先進国が温室効果ガスの排出削減に本格的に取り組むべき京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）が始まる年です。京都議定書では、排出目標（日本は6%）のうち、3.8%を森林の吸収量で賄うこととしております。このため、森林の持つ地球温暖化防止機能等への期待は、今後、ますます高まってくると思われまます。

このような中で、森林を県民の生活を支える重要な基盤と捉え、公益的機能を高度に発揮させることで豊かな水を育み、災害に強い森林づくりの実現などを促進することが必要であると考えます。

そのためには、スギやヒノキの人工林の整備を緊急かつ計画的に進めるとともに、木材のより一層の利活用が重要課題となります。また、森林を身近なものに感じ、大切にすることを育むため、県民と森林とのふれあいなどの機会を多く設けることも大切になってくると思われまます。

三重県では、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」が制定され、これを受け、平成18年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定し、森林を健全な姿で引き継いでいくため、豊かな森林づくりに向けて取り組んでいます。

この中で、「三重の森林づくり検討委員会」は、平成19年10月に、「三重の森林づくり検討委員会条例」により設置され、「三重の森林づくり基本計画に基づく施策の推進に関する事項」や「三重の森林づくりを地域社会全体で支える方策に関する事項」等を検討することになりました。

この検討委員会では、各界各層の委員が、森林づくりを社会全体で支えるという視点で、森林の持つ公益的機能の維持・増進のための新たな森林づくり施策やその財源の確保方策を幅広い観点から検討を行い、報告書を取りまとめました。

平成20年3月

三重の森林づくり検討委員会

委員長 松村 直人

1 森林の働きと恵み

(1) 森林の多面的機能

森林は、木材生産のほか、県上の保全、水源のかん養など、私たちの生活に欠くことのできない大切な役割を果たしています。

また、地球環境の保全が国際的な課題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する働きによる地球温暖化の防止や、レクリエーションの場の提供、野生鳥獣の生活の場となるなど生物の多様性確保等の役割を果たしています。

近年、人々の意識は、物の豊かさから心に豊かさを重視する傾向にあり、癒しや健康増進などの場として森林が都市住民にとって魅力あるものとして受け入れられるようになってきました。特に、森林空間を教育や健康増進の場として利用する森林環境教育、森林セラピー等への関心が高まっています。

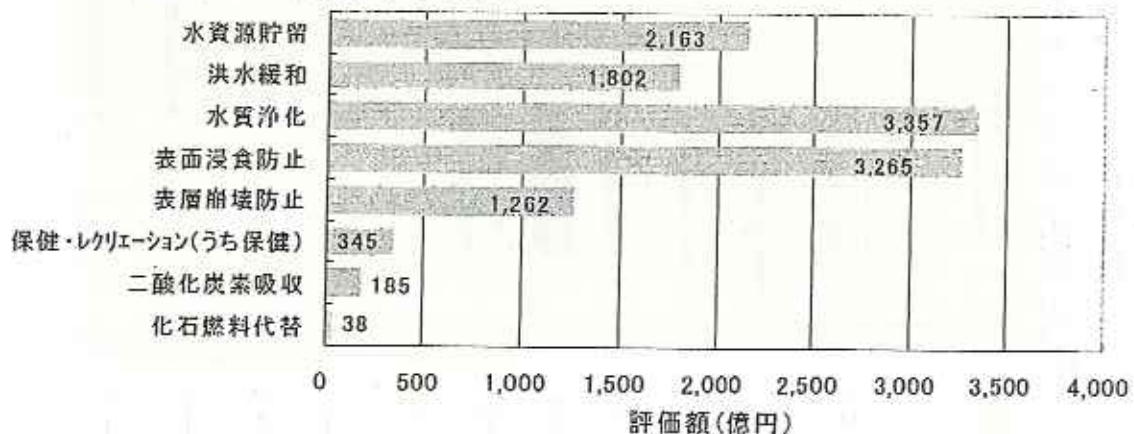
(2) 森林の公益的機能の評価

三重県の森林の有する公益的機能の評価を試算すると、年間1兆24百億円となり、県民一人当たり毎年約66万円の恩恵を受けていることとなります。

【森林の公益的機能】

水源かん養	
水資源貯留	森林の土壌が、降水を貯留する
洪水緩和	河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を緩和する
水質浄化	雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する
土砂流出防止	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制する
土砂崩壊防止	森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ
保健休養	人にやすらぎを与え、余暇を過ごす場を提供する
生物多様性保全	野生鳥獣の生息の場となるなど遺伝子や生態系等を保全する
地球環境保全	二酸化炭素の吸収により地球温暖化を防止する

【森林の公益的機能の評価（三重県）】



資料：評価額は、日本学術会議が平成13年11月に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算したもの（平成17年7月）

2 地球温暖化防止に果たす森林の役割

(1) 地球温暖化防止に向けて

地球温暖化は、大気中に存在する二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上昇することが原因だと考えられています。

地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、大気中の温室効果ガスを取り除くことに取り組む必要があります。

植物には、温室効果ガスの一つである二酸化炭素を固定する働きがあり、特に樹木は木材として大量に炭素を蓄えることができます。

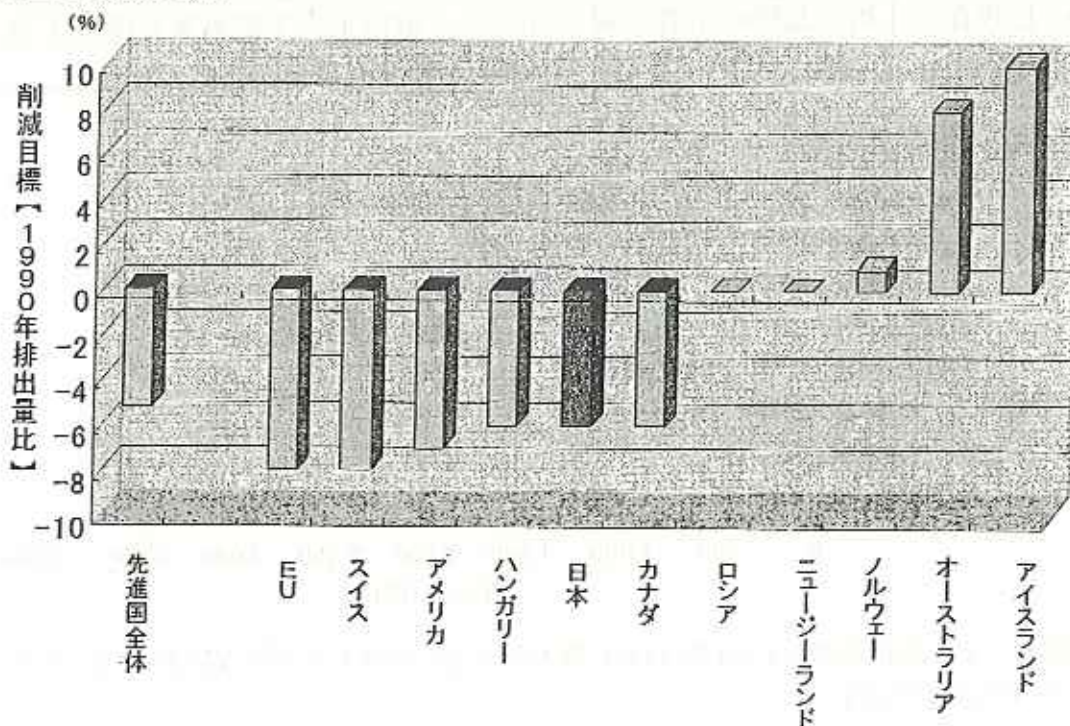
また、木材は、鉄やアルミニウムなどに比べ、製造するためのエネルギーも少ないことから、木材を利用することは、エネルギーを節約することになり、その結果二酸化炭素の排出を少なくすることができます。

(2) 京都議定書と森林の果たす役割

1997年に開催された、地球温暖化防止京都会議では、先進国の各国が二酸化炭素などの温室効果ガスを将来どのぐらい削減するかが決められました。また、削減目標を達成するためには、森林の二酸化炭素吸収量を活用することが認められました。日本は、温室効果ガスのうち二酸化炭素について、第1約束期間(2008年～2012年)に1990年の総排出量から6%以上の削減が目標とされましたが、森林吸収量として、3.8%が活用できることになりました。

このように、森林は、地球温暖化の防止を図るうえで重要な役割を果たすことになったことから、国では、平成19年度から平成24年度までの6年間「美しい森林(もり)づくり推進国民運動」を通じて、間伐など森林整備の推進に取り組んでいます。

【各国の削減目標】



3 三重県の森林を取り巻く状況

(1) 森林・林業の現状

三重県の森林は、県土の65%の373千ha、うち民有林は、350千haと森林面積の94%を占めています。民有林では、戦後、積極的に造林が進められた結果、スギ、ヒノキを中心とする人工林が218千haとなっており、人工林率は、全国平均の46%を大きく上回る63%となっています。

人工林のうち、伐採時期を迎えた8齢級以上の林分が約78%を占めていますが、1・2齢級の林分は約2%と、極めて偏った齢級構成となっています。

*単位未満の数は四捨五入したため、総数と内訳数との計とが一致しない場合があります。

【三重県の森林の概要】

(単位：千ha)

県土面積	森林面積	森林率	民 有 林			国 有 林
			民有林面積	うち人工林面積	人工林率	
578	373	65%	350	218	62%	24

【所有者別森林面積（民有林）】

(単位：千ha)

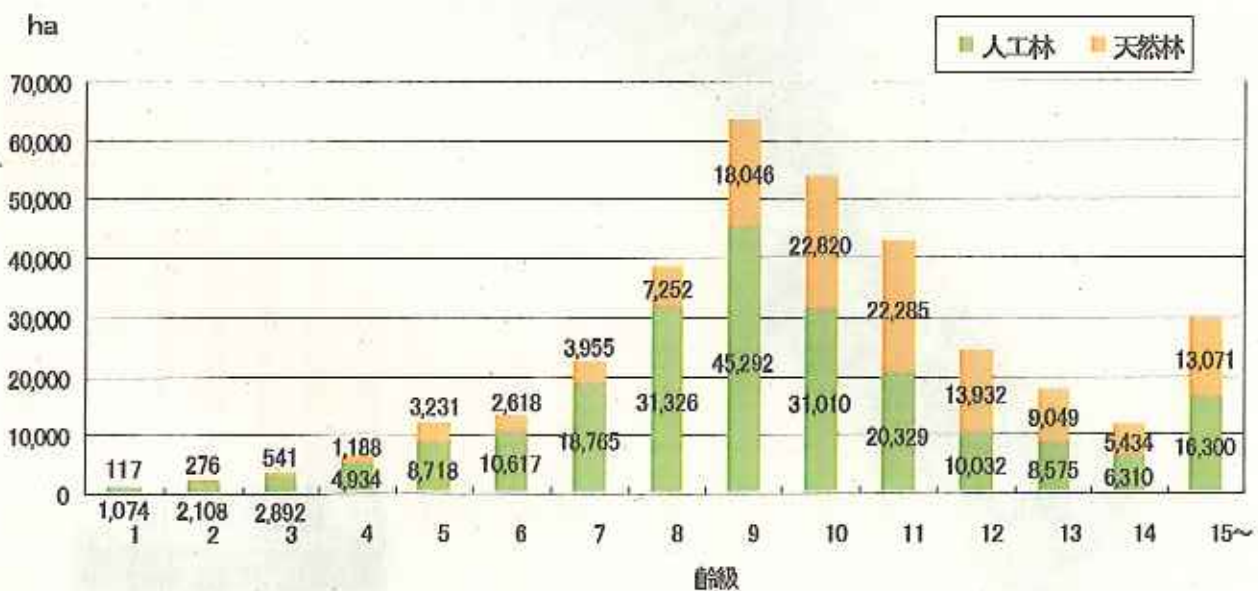
民有林 計	県有林	市町有林	財産区有林	緑資源機構	私有林
350	4(1%)	21(6%)	6(2%)	11(3%)	307(88%)

【所有規模別森林所有者数及び森林面積（民有林）】

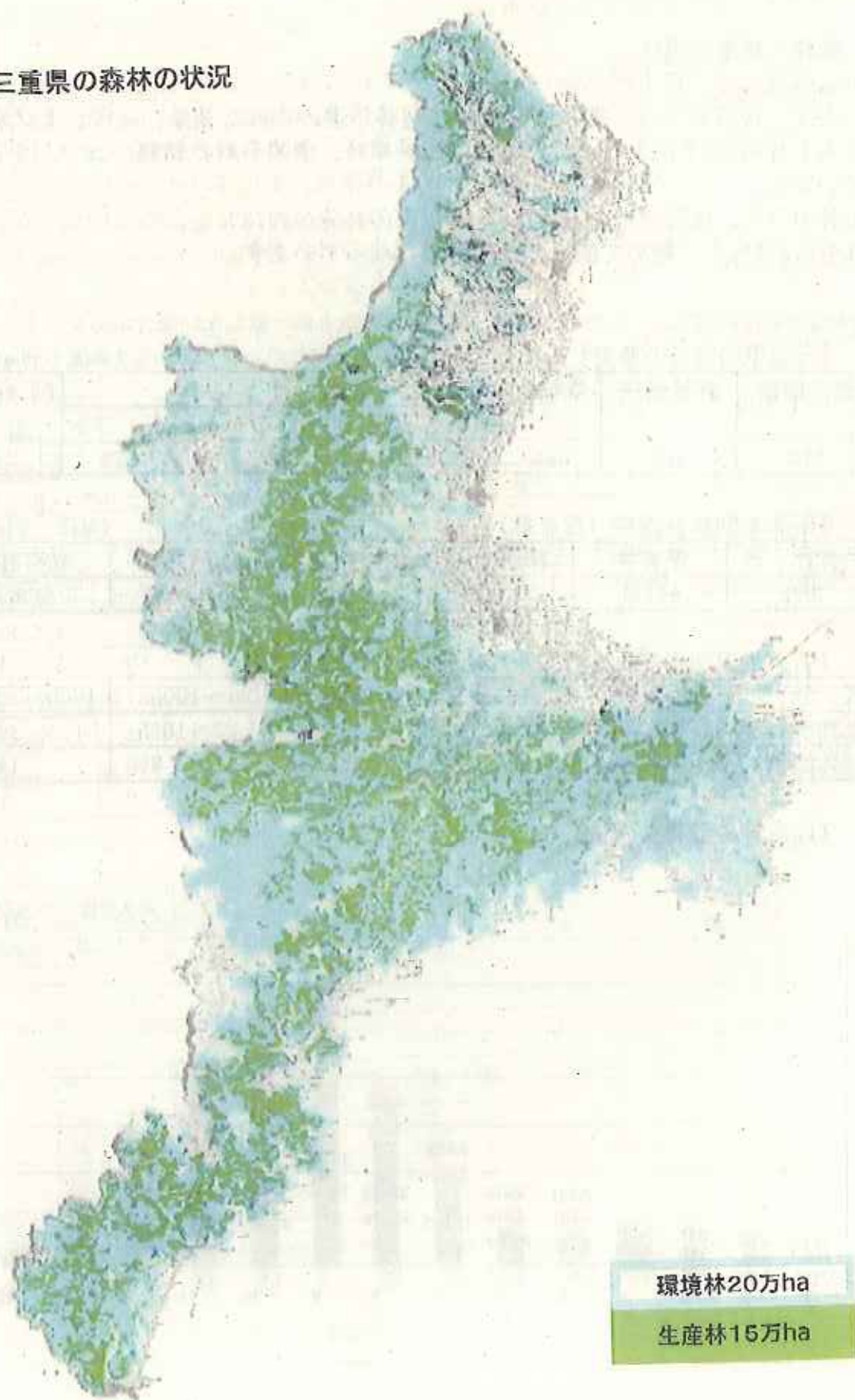
(単位：人、千ha)

区 分	合 計	5ha未満	5～20ha	20～100ha	100ha以上
森林所有者	121,456	111,234	8,101	1,815	306
森林面積	350	91	75	70	114

【民有林の齢級別面積】



三重県の森林の状況



林業生産活動の動向に大きな影響を与える木材の価格は、昭和55年に比べ、平成18年は、原木で、スギが33%、ヒノキが34%に、また、製材品で、スギが59%、ヒノキが48%に低下しています。

このような中、素材生産量も、平成18年で334千m³と、昭和40年の1,001千m³に比べ、3%にまで減少しています。

また、健全な森林整備に欠かせない間伐は、7,200ha前後(平成14年～18年の平均)で推移しています。

【木材価格の推移】



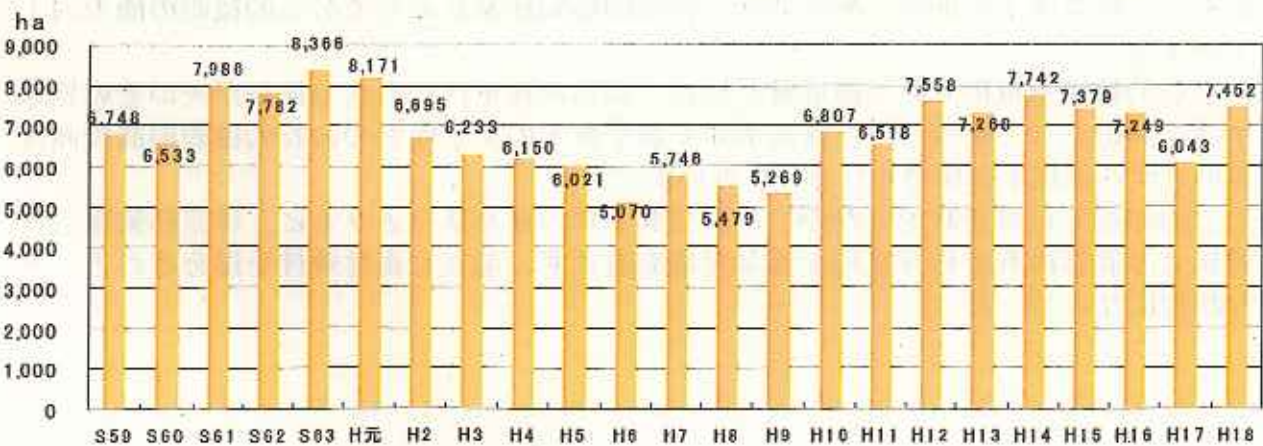
【素材生産量の推移】

(単位：千m³)

年	S40	S50	S60	H2	H7	H12	H16	H17	H18
材積	1,001	761	616	677	535	410	321	343	334

【間伐実施面積の推移】

(単位：ha)



林業従事者は、平成17年度、1,047人と、昭和50年度の4,276人に比べ、24%にまで減少しています。また、年齢別では、高齢化が進行しており、全体に占める60歳以上の割合は、昭和50年度に24%であったものが平成17年度には50%にまで増加しています。

【林業従事者数の推移】

(単位：人)

年度	S35	S40	S50	S60	H2	H7	H12	H17
計	9,888	6,151	4,276	3,547	2,718	2,338	1,672	1,047
60才以上	1,161	899	1,020	991	1,119	1,191	868	522
40～59才	3,856	2,629	2,454	2,108	1,338	893	585	350
15～39才	4,871	2,623	802	448	261	254	219	175

国勢調査

(2) 森林・林業の課題

森林のうち特に人工林は、林業の生産活動を通じて適切に整備され、県土の保全や水源のかん養などの公益的機能の発揮が維持されてきました。しかし、木材価格の低下や需要の減少、獣害被害の増加などによる林業採算性の悪化や山村地域の過疎化・高齢化の進行などから、森林所有者による森林管理に支障をきたし、間伐などの手入れの不足した森林や伐採後未植栽森林が増加し、森林の荒廃による公益的機能が低下してきています。

また、里山については、かつては燃料採取の場などとして地域住民の日常生活の中で継続的に利用されてきましたが、化石燃料がエネルギーの主体となり利用されなくなったことにより、放置されるとともに竹の侵入も加わって著しく荒廃が進んでいます。

こうした中、三重県では、平成13年度から県民との協働により、持続可能な森林管理を行い、森林の公益的機能を効果的に発揮させるため、森林を「生産林」と「環境林」に区分する、森林ゾーニングの概念を導入し、それぞれの区分に応じた効果的な施策を展開しています。

木材の持続的な生産のための「生産林」では、造林・間伐、林道事業を重点的・集中的に実施し、生産コストの低減に努めつつ、持続的林業経営を通じて公益的機能の向上を図っています。

また、公益的機能を重視した「環境林」では、森林を次世代をも含む県民がその恩恵を享受する公共財として位置づけ、水源のかん養や県土の保全などの公益的機能の高度発揮を目的とする多様な森林づくりを行っています。

しかし、県の厳しい財政状況のなか、林野公共予算の落ち込みとともに、林業経営意欲の減退により森林所有者の自発的な森林整備も進まず、適正な森林管理を進めることが困難な状況になっています。

4 森林づくりを地域社会全体で支える必要性

山村地域では、木材価格の低迷や需要の減少による林業活動の停滞、過疎化・高齢化の進行などにより、森林の適正な管理が困難になってきています。

このような状況の中で、森林を豊かで健全な姿で次世代に引き継ぐためには、森林所有者や行政に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体による社会全体で支える森林づくりを進めることが重要です。

三重県では、森林づくりへの多様な主体の参画を促すため、森林ボランティアや指導者の研修を実施するとともに、「企業の森」づくりや「ボランティアの森」づくりのため、森林所有者との仲介や技術支援などを行っています。

近年、県民によるボランティア活動や「企業の森」などの取組は増えつつありますが、ボランティア団体では、「資金確保、参加者の確保、安全の確保」に苦勞してる団体が多く（林野庁「森林づくり活動についてのアンケート」）、また、平成20年2月末現在、三重県が仲介した「企業の森」は6箇所で、まだまだ、全県的に県民参加による森林づくりが広がっている状況にはありません。

また、森林管理が放棄された山林が増加する中では、森林所有者の協力を得て、森林の公的管理や企業、NPO、ボランティアなどの森林づくりを行う仕組みづくりが求められます。

以上のように、森林所有者などによる林業経営を通じて森林を維持管理していく取組に加え、多様な主体による森林づくりを一層進め、地域社会全体で森林づくりを支える仕組みをつくる必要があります。

5 地域社会全体で支える森林づくりの推進方策

(1) 森林づくりに必要な新たな施策

森林の持つ多面的機能の維持・増進に向けて、三重の森林づくりを地域社会全体で支えるための新たな施策を現状と課題を踏まえ、三重の森林づくり基本計画の基本方針ごとに次のように提案します。

① 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

(現状と課題)

山村地域では、木材価格の低迷や需要の減少による林業活動の停滞、過疎化・高齢化の進行などにより、林業生産活動が停滞し、森林の適正な管理が困難になっています。林業は、木材生産のみならず、森林の健全な育成を担っており、今以上に林業の停滞を招く場合には、間伐などの手入れの不足した森林が増加し、公益的機能の発揮への支障が懸念されています。

特に、地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温暖化効果ガスの排出削減に、日本を始めとする先進国が本格的に取り組んでいる中、森林による二酸化炭素吸収に大きな期待が寄せられています。

さらに、森林所有者の経営意欲の低下や高齢化、不在村森林所有者の増加等から境界の不明確な森林も増加し、森林整備を進めるうえで大きな支障となっています。

(新たな推進方策)

○「緑の循環」による森林づくり

公益的機能が十分発揮されるよう、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を進め、森林の齢級化構成を平準化するための森林整備を進めます。

【具体的な取組】

- ・持続的な森林管理のための植林を推進します。
- ・森林管理を進めるうえで障害となっている獣害対策の充実を図ります。

○安全、安心、快適な生活環境を守る森林づくり

県上の保全や安全・安心な生活環境の創出を図るため、森林所有者では維持管理できない人工林を新たに環境林と位置づけ、針広混交林や広葉樹林への転換等を進めます。

【具体的な取組】

- ・人家、道路等に直接被害を与える恐れのある森林の整備を進めます。
- ・重要な水源の上流部で早期の機能回復に必要な森林の整備を進めます。
- ・主要な河川沿いで流木の恐れのある森林の整備を進めます。
- ・野生動物による農作物被害が生じている地域の森林の整備を進めます。
- ・伐採後放置され崩壊の危険のある森林の機能回復を図ります。

○森林づくりを促進するための境界確定

荒廃森林の整備を進める上で支障となっている小規模所有者や不在村所有者などの森林の境界不明地の確定を推進します。

【具体的な取組】

- ・森林所有者では維持管理できない森林の整備に併せ、境界の明確化を図ります。

(新たな方策の推進に見込まれる経費)

- ・5年間で約30億円(3,000ha)

② 基本方針 2 林業の持続的発展

森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることから、これを支える林業の持続的発展を図ります。

(現状と課題)

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を進めるため、木造住宅や公共施設等への県産材使用を促進するとともに、再生産可能な資源として木材の利活用を図る必要があります。

木材価格が低迷する中、林業の活性化を図り、三重県の約8割の利用可能な森林の木材を安定的に供給するためには、木材生産現場におけるコスト削減が必要です。

なお、山村地域の過疎化、高齢化及び若者の山離れに伴い、林業労働力が減少しているため、長期的な就業が期待できる若年層を中心にその確保と育成が必要です。特に、新規参入希望者が参入しやすく、定着しやすい環境づくりが必要です。

(新たな推進方策)

○森林づくりを進めるための共同利用作業道の開設

小規模森林所有者等の森林整備を促進するため、団地化地域の共同利用作業道（4 t車程度）を整備します。

○森林づくりを支える林業従事者の確保

担い手を確保するため、就業準備のための専門技術の習得や、生活不安なしに安心して働くための就業環境の整備を促進します。また、Iターン、Uターンなどの新規就業者に対し、生活面も含めた研修やその経費の支援を進めます。

○木の良さを広めるための公共施設等の木造・木質化

木の良さの理解を深めるため、公共施設、駅、病院、福祉施設、商店街等多くの人々が集うPR効果の高い施設や癒し効果の必要な施設等への県産材による木造・木質化を進めます。

○小中学校における木とのふれあいの促進

児童、生徒が木とふれあう機会を増やすため、小中学校の教室、机・椅子等の木質化を進めます。

○木質バイオマスなどの利活用の促進

林内に放置する間伐材や竹材等をクリーンなエネルギーの原料や炭等としての利活用を図ります。

【具体的な取組】

- ・エネルギー等への利用のための間伐材等の搬出を進めます。
- ・間伐材等を利用するための施設の整備を進めます。
- ・新たな利用のための研究開発を進めます。

(新たな方策の推進に見込まれる経費)

- ・5年間で約17億円

③ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

(現状と課題)

里山は、地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきましたが、燃料革命や県民の森林や木に対する関心の薄れなどから、放置され荒廃の進んだ里山や竹林が増加しています。

また、学校教育現場において、森林の役割や木材利用の意義等に関する学習機会や森林や木とふれあう機会も少ない状況です。

近年、森林空間を教育や健康増進の場として利用する森林環境教育、森林セラピー等への関心が高まっている中、これらに対する取組が求められます。また、都市住民の自然志向が高まっている中で、山村資源を活用した都市と山村の交流も今後ますます活発化させるための体制整備が必要です。

(新たな推進方策)

○里山の再生・利用の促進

地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山を、生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するための保全活動を促進します。

【具体的な取組】

- ・ 荒廃している里山の除間伐、下刈り等の保全活動を進めます。
- ・ 歩道の整備、案内板、ベンチの設置など里山に入りやすい環境整備を進めます。
- ・ 里山を体験活動の場として活用する取組を進めます。
- ・ 松くい虫被害跡地等の整備を進めます。
- ・ 竹林繁茂地の整備を進めます。
- ・ 鳥獣被害防止のための整備を進めます。
- ・ 森林がもつ癒し効果など潜在的な価値の活用を進めます。
- ・ 巨樹・古木の保存、ふれあいを進めます。
- ・ 森林資源を利用した商品開発活動を進めます。
- ・ 里山を核とした都市と山村との交流を進めます。

○森林学習活動の推進

森林や木についての理解を深めるため、学校教育における森林環境教育を進めます。

【具体的な取組】

- ・ 森林環境学習林の整備を進めます。
- ・ 小中学校で行う森林環境学習の取組を進めます。
- ・ 親子等の森林体験学習を進めます。

○森林や木についての理解を深めるための啓発活動の推進

森林や木についての理解を深め、森林は県民共有の財産であり社会全体で支えるという意識の醸成を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 二酸化炭素吸収による地球温暖化防止機能など森林の役割や木に関するPR活動を進めます。
- ・ 森林づくりや木づかい、イベント等に関する情報提供を進めます。

(新たな方策の推進に見込まれる経費)

- ・ 5年間で約11億円

④ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

(現状と課題)

森林の公益的機能は、すべての県民の生活に寄与し、不可欠なものであることから、森林所有者や行政による森林整備に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体により、地域社会全体で森林づくりを支える必要があります。

このため、県民の森林や木についての理解を一層深めるとともに、森林ボランティア等の活動や企業の森など、多様な主体による森林づくりを一層進める必要があります。特に、個人や中小企業などの森林づくりがあまり進んでいない現状から、個人や中小企業などが参加しやすい仕組みづくりが求められます。

また、もりづくり月間(10月)を中心に、県内各地で森林づくりに関するイベント等を開催し、広く県民が森林づくりに参加できるようにする必要があります。

(新たな推進方策)

○森林づくりのサポーターの養成

森林ボランティア研修やその指導者の養成等を進めます。

○地域社会全体で進める森林づくり活動の推進

これからの森林づくりには、地域社会全体の支えが必要であることから、自治会、ボランティア、NPO、企業、市町などの多様な主体の実施する森林づくり活動を推進します。また、個人や中小企業などが幅広く森林づくりに参加しやすい仕組みづくりを進めます。

【具体的な取組】

- ・人工林の間伐や植栽等の森林整備を進めます。
- ・伐採後に植栽が放棄された林地等の整備を進めます。
- ・森林の現況調査等を進めます。

○潤いのある街づくりのための緑化の推進

潤いのある街づくりのため、県民の身近な生活環境の緑化を推進します。

【具体的な取組】

- ・街路樹の植栽やビルの屋上、壁面の緑化を進めます。
- ・地域環境の改善や修景のため、樹木の植栽や地域の緑化等を進めます。
- ・木製のプランターやベンチ等を利用した街づくりを進めます。
- ・緑化意識を高めるため、植樹祭等の開催を進めます。

(新たな取組の推進に見込まれる経費)

- ・5年間で約4億円

(2) 森林づくりに必要な新たな施策の財源の検討

① 基本的な考え方

(三重県財政の現状)

三重県では、財政健全化に向け、平成15年度に庁内横断的な「財政問題検討会」を設置するなどして、歳入・歳出両面での取組や県財政における諸課題について、様々な角度から検討と見直しを行ってきました。

具体的には、人件費の抑制に関して、定員適正化計画に基づく定員削減をはじめ、特殊勤務手当の見直し、知事をはじめとする特別職等の給料と管理職員の管理職手当の減額などの給与制度の見直しを行ってきました。また、財政の硬直化の原因となる県債の発行について可能な限り発行規模を抑制し、事務事業の見直しについても前年度の成果の確認と検証により徹底して行い、さらに、公共事業などの投資的経費についても大幅な削減に取り組んできました。

しかしながら、三重県の財政状況は、「三位一体の改革」により地方交付税が大幅に削減され、平成15年度から平成18年度の間で300億円の一般財源が削減されました。

このことにより、財政構造の硬直化が進み、人件費の抑制や事務事業の見直し等による経費削減を行ってもなお、経常的に必要な経費に一般財源収入の9割以上が費やされる状況であり、県民ニーズの多様化に伴う臨時的な財政需要に機動的に対応できる自由度が失われつつあります。

さらに、平成18年6月に成立した、いわゆる「行政改革推進法」や同年7月に閣議決定された「骨太の方針2006」における「歳出・歳入一体改革」が示されたことで、さらなる歳出削減が求められるとともに、地方交付税などの財源が抑制されていくものと考えられ、このことは、三重県にも極めて厳しい財政運営を強いることとなります。

こうしたことから、平成19年7月には「みえ経営改善プラン(改定計画)」を策定し、財政の健全化に引き続き強力に取り組みながら、「選択と集中」を一層進め、簡素で効率的な「身の丈」にあった財政運営を進めるとともに、新定員適正化計画に沿った職員総数の大幅な削減を進めているところです。

以上のように、非常に厳しい財政状況にも関わらず、今後、さらなる歳出削減と財源抑制が見込まれることから、特定分野の施策に充当する財源について、多くを期待することは困難な状況であります。

(新たな財源の検討)

森林の恩恵は、私たち県民一人ひとりが広く享受しており、森林の荒廃は私たちの生活にも影響を及ぼすことから、森林のもつ多面的機能の維持・増進のため、5の(1)で提案しました社会全体で支える森林づくりに必要な新たな施策を進める必要があり、そのための新たな財源の確保は不可欠です。

そのため、財源確保の方法として、分担金・負担金、使用料、手数料、寄附金、市民ファンド、租税などが考えられますが、水源のかん養、県土の保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止などの森林の公益的機能などの恩恵はすべての県民が受けていることから、幅広く負担していただくことを踏まえ、租税による財源確保を検討します。

租税は、国や地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共のサービスを提供するための資金を得る目的で、法律または条例の定めに基づいて徴収す

ることができるもので、一定財源が継続的・安定的に確保されることから、森林づくりのための施策が円滑にできるものと考えます。また、租税は、県民に対し幅広く負担を求めていくものであり、税の使途を明確にすることによって、負担を通じて森林づくりへの参加意識が高まることも期待できます。

以上より、森林の公益的機能の維持・増進のための新たな森林づくりの財源として、県民が幅広く負担する新たな租税措置を検討することが適当であると考えます。

(参考) 租税以外の財源と検討結果

・分担金・負担金

国又は地方公共団体が行う特定の事業（数人又は地方公共団体の一部に受益が発生する事業）を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者や関係者等に、その受益の限度において徴収できるものであるが、森林の公益的機能は、県民全体が受益者となり、不特定多数、県内全域に利益を及ぼすものであることから地域を限定した事業を除き分担金等を徴収することは困難であると考えます。

・使用料

行政財産の目的外使用や公の施設を利用するにあたって、その受益者の実費負担として徴収できるものですが、使用料は、特定施設の利用の対価にとどまるものであることから、公の施設以外の私有林等を対象として、広く使用料を徴収することは困難であると考えます。

・手数料

地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収できるものですが、森林の公益的機能の維持・増進のための施策の推進は、特定の者のために実施するものでなく、また、特定の役務に該当しないことから、手数料として徴収することは困難であると考えます。

・寄附金

金銭その他の資産等を相当の対価を求めることなく任意に提供するものですが、収入源として、寄附者の任意の協力に委ねるものであり、不安定です。

・市民ファンド（コミュニティ・ファンド）

特定の地域やコミュニティにおいて、あらかじめ合意された事業などの使途に対して、投資や融資を行うことを目的に設置され、運営される基金のことです。森林づくりに対する県民の参加や理解の促進を図るうえで有効な手段であると考えられますが、森林資源等を活かした収益事業が見出せるか、県民からの資金集めが可能かといった課題があり、実現しても、収入源として不安定で、財源規模にも限度があると考えます。

② 新たな税制

新たな税制度として、法定外目的税方式と県民税均等割超過課税方式が考えられます。

(法定外目的税方式)

法定外目的税は、受益者や原因者が特定でき、受益と負担の程度が把握できる場合には、その受益者や原因者を対象として課税でき、さらに使途を特定できるという点で有

効な課税制度とすることができます。

三重県においても、法定外目的税として、平成14年度に産業廃棄物税を創設しているところです。産業廃棄物税においては、県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量を課税標準とし、産業廃棄物の発生抑制、再生、原料その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てています。

森林づくりによる公益的機能としては、水源かん養や地球環境保全など多岐にわたるため、法定外目的税として、受益者や原因者を特定することは困難です。また、納税者や課税庁に新たな徴税コストを発生させることになり、法定外目的税を導入するうえでは課題が多くあります。

(県民税均等割超過課税方式)

一方、県民税均等割超過課税は普通税であることから、用途が特定されていないため森林づくり以外に充てることも可能です。しかし、税収相当額を基金に積み立てるなどにより、用途を森林づくりの経費に限定することも可能です。森林づくりによる公益的機能が多岐にわたっていることを考慮すると、新たな税負担を課す場合は、県民に対して広く課税されていることが望ましく、また、租税原則の一つである簡素化の観点からも、現行の徴税システムが利用できる県民税均等割超過課税方式を採用することが妥当と考えます。

③ 税率等

現在、個人県民税均等割の税率は、年1,000円と定められており、法人県民税均等割の税率は、2万円から80万円まで資本金等の額に応じて定められています。

社会全体で支える森林づくりに必要な新たな施策を進める財源の確保のため、県民税均等割に上乘せすべき税率は、まず、新たな森林づくり施策実現に向け必要な事業費を考慮し決定すべきです。5の地域社会全体で支える森林づくりの推進方策で検討したように、新たな森林づくり施策を効果的に実施するには、年間約12億円の事業費が必要と見込まれます。

しかし、一方で、県民税均等割の超過課税は、県民の荷重な負担にならない程度に幅広く負担していただくことに配慮すべきです。

また、森林づくりのため県民税均等割の超過課税を実施している先進県の事例を見ると、個人の税率が500円から1,000円、法人の税率が5%から10%が多数であります。これを本県に当てはめると、個人の税率1,000円、法人の税率10%とした場合、税収見込み額が約10億円と試算されます。

以上から、県民税均等割の個人税率を1,000円、法人税率を10%で設定するのが妥当と考えます。

④ 課税期間

今後の社会環境や県民意識の変化に適切に対応する必要があるとともに、一定期間後に事業の達成度を評価する必要があります。また、森林づくりのための税を導入している先進県においても多数の県で5年で見直しをしております。

以上から、本県においても課税期間を5年間とし、見直すことが妥当と考えます。

⑤ 税の使途等の透明性の確保

税の活用にあたっては、県民の理解を深めるため、税によって得られた財源が森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として活用されていることを明確にする必要があります。このために、実施事業を県民に公表し、第三者による評価制度の導入などにより事業効果の検証・評価を適正に行い、税の使途の透明性を確保する必要があると考えます。

む す び

三重県の県土の3分の2を占める森林は、水源のかん養、県土の保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など公益的機能を有し、その恩恵は、私たち県民一人ひとりが受けています。しかし、その森林を、木材価格の低迷や需要の減少による林業生産活動の停滞、過疎化・高齢化の進行などにより山村地域だけでは、適正な管理ができなくなってきました。

このような中、森林を豊かで健全な姿で次世代に引き継ぐためには、森林所有者や行政による森林整備に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体による取り組みが必要となってきています。

そのため、かけがえのない森林を、県民共有の財産として、地域社会全体で支える「新たな仕組みづくり」が必要です。また、健全で豊かな森林づくりは全県的かつ長期的な取り組みが不可欠であり、このためには県民の皆さんの理解と参加が重要です。

委員会での検討の結果、森林づくりを地域社会全体で支えるという視点で、森林の持つ公益的機能の維持・増進のために必要な新たな施策を提案いたしました。

また、新たな森林づくり施策を進めるための財源については、森林の恩恵を受けている県民の皆さんに広く負担していただく税の導入が適当であるという結論に達しました。

今後、県民、NPO、企業等の多様な主体で活発に議論され、森林県である三重県にふさわしい地域社会全体で支える森林づくりのための「新たな仕組み」がつけられることを切に期待します。

三重の森林づくり検討委員会委員

委 員	所 属 団 体 等	備考
かめい としかつ 亀 井 利 克	三重県市長会	
おのうえ たけよし 尾 上 武 義	三重県町村会	
まるやま やすひと 丸 山 康 人	四日市看護医療大学	
まつむら なおと 松 村 直 人	三重大学	委員長
いたや あけみ 板 谷 明 美	三重大学	
いのぐち すけひろ 井ノ口 輔 伸	三重県商工会議所連合会	
いっしき とみこ 一 色 富美子	三重県商工会連合会	
すぎはら まち子 杉 原 まち子	三重県中小企業団体中央会	
きた ひさこ 北 尚 子	三重県消費者団体連絡協議会	
なかむら まこ 中 村 真 子	三重県PTA連合会	
たなか よしひこ 田 中 善 彦	三重県林業団体連絡協議会	
たきぐち あけみ 瀧 口 朱 実	NPO法人森林の風	
きとう しろう 鬼 頭 志 朗	公募	
いけだ なおよ 池 田 直 代	公募	

14名（敬称略）

(参 考 資 料)

1	三重の森林づくり検討委員会条例	1
2	三重の森林づくり	2
3	三重県の森林の区分	3
4	三重の森林づくり条例の概要	4
5	三重の森林づくり基本計画の基本的な考え方	5
6	三重の森林づくり基本計画の施策大系	6
7	三重の森林づくり基本計画に基づく施策の検討について	7
8	新たな施策を進めるために必要な経費	11
9	新たな施策を進めるための仕組み(案)	12
10	三重県林業関係予算の推移	13
11	森林づくりのための新たな財源の検討について	15
12	森林整備にかかる地方の独自課税	19
13	用語解説	20

平成19年10月20日施行

三重の森林づくり検討委員会条例

(設置)

第一条 三重の森林づくり条例(平成十七年条例第八十三号)の基本理念を実現するための方策について調査審議するため、知事の附属機関として、三重の森林づくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 三重の森林づくり基本計画に基づく施策の推進に関する事項
- 二 三重の森林づくりを地域社会全体で支える方策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日の前日までとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

三重の森林づくり

1 森林には、次のような大切な働きがあります。



2 今、三重県の森林は



手入れの遅れた人工林の増加

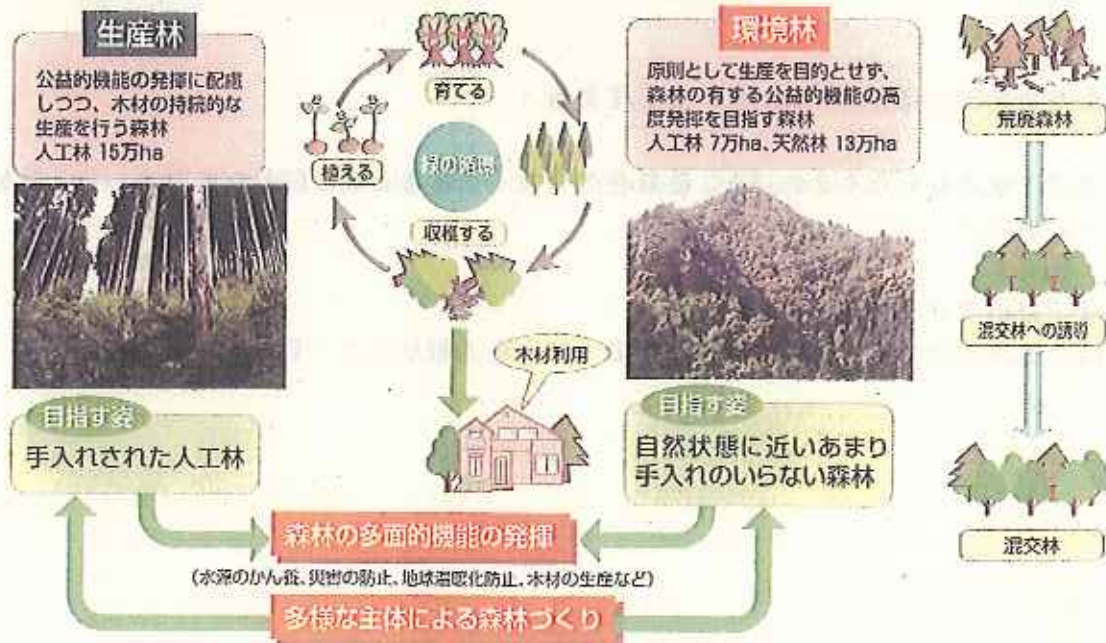
森林の働きの低下

県民の生活環境への影響



3 三重の森林づくりの展開

林道からの距離などから「環境林」と「生産林」に区分し、多様な主体の参画を得てそれぞれの区分に応じた森林づくりを進め、森林の持つ多様な機能の効果的・効率的な発揮を図ります。



三重県の森林の区分

ゾーニング(人工林・天然林別、林道からの距離(概ね400m)等により森林を区分)

三重県の森林 (国有林2万ha、民有林35万ha)

民有林(天然林13万ha、人工林22万ha)

環境林20万ha
(天然林13万ha・人工林7万ha)

原則として生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林

うち保安林 93千ha
(天然林37千ha・人工林56千ha)

生産林15万ha
(人工林15万ha)

公益的機能の発揮に配慮しつつ木材の持続的な生産を行う森林

環境保存型森林
9千ha

貴重な自然環境の保全を重視する森林

人との共生型森林
1千ha

生態系や保健休養などを重視する森林

環境保全型森林
190千ha

安全で快適な県民生活を確保することを重視する森林

保安林・自然公園など
天然林 115千ha
人工林 31千ha

環境林整備事業対象森林
45千ha

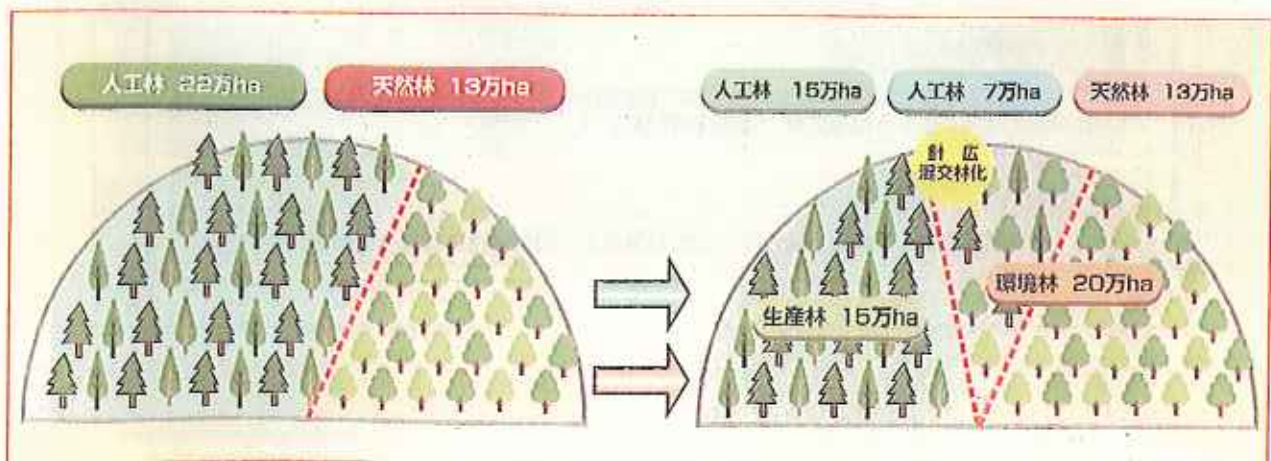
【天然林6千ha】
【人工林39千ha】

持続的利用型森林

木材等林産物の計画的・安定的生産を重視する森林

森林の公益的機能の高度発揮

森林資源の循環利用

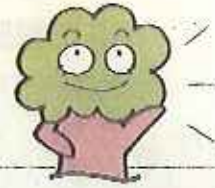


三重の森林づくり条例の概要

平成17年10月21日施行

(第1条) 目的

三重の森林づくり（三重の森林を守り・育てること）について
 ・基本理念を定める
 ・県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにする
 ・県の施策の基本となる事項を定める ことにより
 三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進
 ↓
 県民の健康で文化的な生活の確保



基本理念と施策の基本となる事項

<p>(第三条) 多面的機能の発揮</p> <p>・森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全を図る。</p>	<p>(第四条) 林業の持続的発展</p> <p>・森林資源の循環利用が重要であることから、林業生産活動が持続的に行われるよう努める。</p>	<p>(第五条) 森林文化及び森林環境教育の振興</p> <p>・森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることから、その保全及び活用を図る。</p>	<p>(第六条) 県民の参画</p> <p>・森林の恩恵は県民の誰もが享受することから、森林は県民の財産であるとの認識の下、県民の参画を得て、森林の整備及び保全を図る。</p>
<p>(第十二条) 森林の整備及び保全 (第十三条) 効果的かつ効率的な森林づくり</p>	<p>(第十四条) 林業及び木材産業等の健全な発展 (第十五条) 担い手の育成及び確保 (第十六条) 県産材の利用の促進</p>	<p>(第十七条) 森林文化の振興 (第十八条) 森林環境教育の振興</p>	<p>(第十九条) 県民、森林に関する団体等の活動への支援 (第二十条) 三重のもりづくり月間</p>

それぞれの責務

<p>(第七条) 県</p> <p>・基本理念に基づき、森林づくりに関する施策を総合的に策定、実施 ・県民等との協働 ・国、市町との連携 ・隣接府県の理解が得られるよう努力</p>	<p>(第八条) 森林所有者等</p> <p>・森林の多面的機能が確保されるよう努力 ・県が実施する施策への協力</p>	<p>(第九条) 県民</p> <p>・森林づくり活動に参画するよう努力 ・県が実施する施策への協力</p>	<p>(第十条) 事業者</p> <p>・林業関係者は、森林の整備、保全に努力 ・木材産業者等は、森林資源の循環利用に努力 ・県が実施する施策への協力</p>
---	---	---	---

県の役割

<p>(第十一条) 基本計画</p> <p>・森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定（中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向等）</p>
<p>(第二十一条) 財政上の措置</p> <p>・森林づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める</p>

三重の森林づくり基本計画の基本的な考え方

基本計画は、20年先(H37)を見据え、今後10年間に必要となる施策を示します。



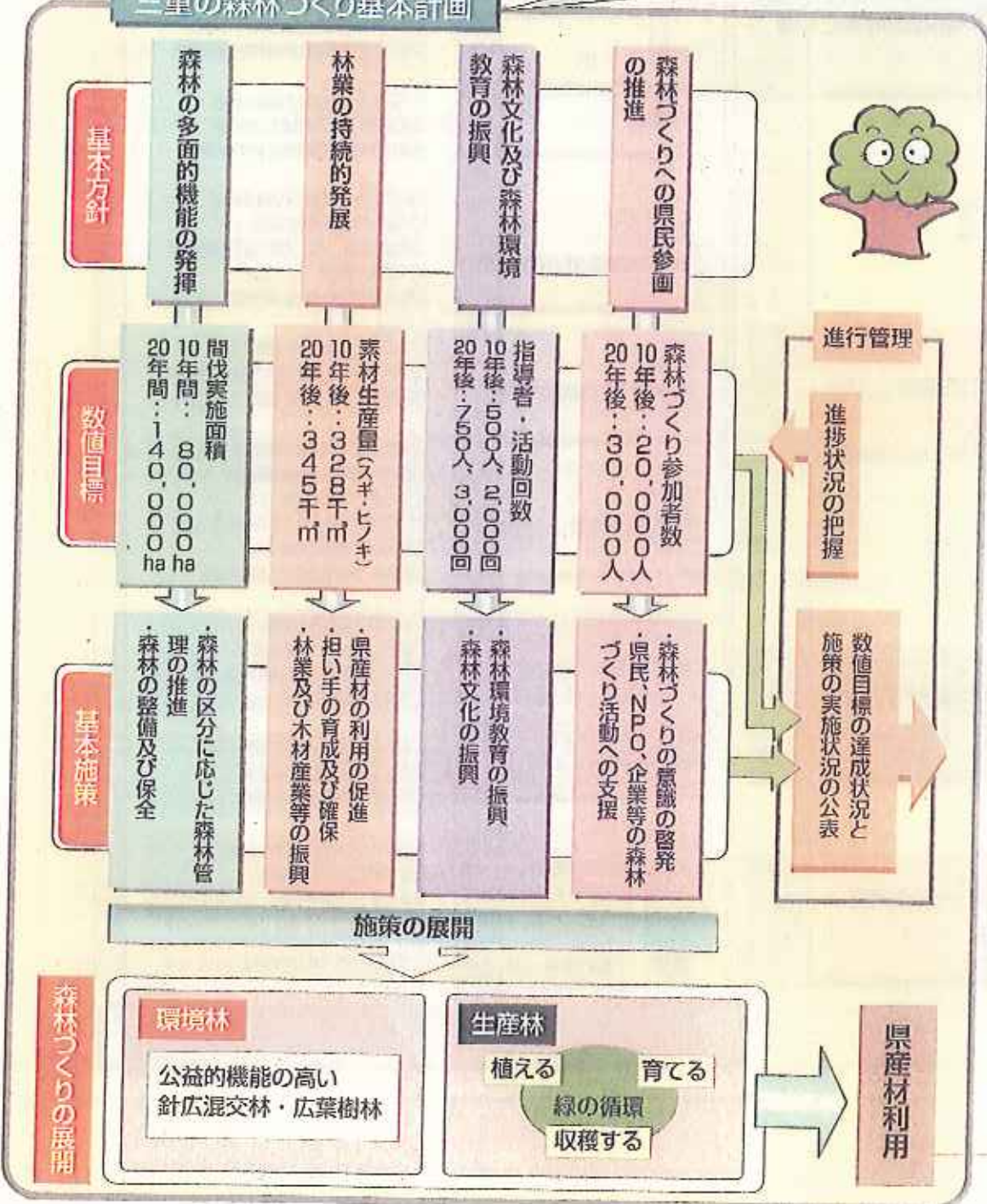
- 放倒林の増加
- 3.9%達成不可能
- 県産材需要量の減少
- 木の文化の崩壊

- 現状の経営環境では林業による適正な森林管理は困難
- 地球温暖化防止対策として森林整備は重要
- 再生可能資源という観点から木材利用は重要
- 「森林や木」と「人」との繋がりが薄れ、疎遠になっている

三重の森林づくり条例

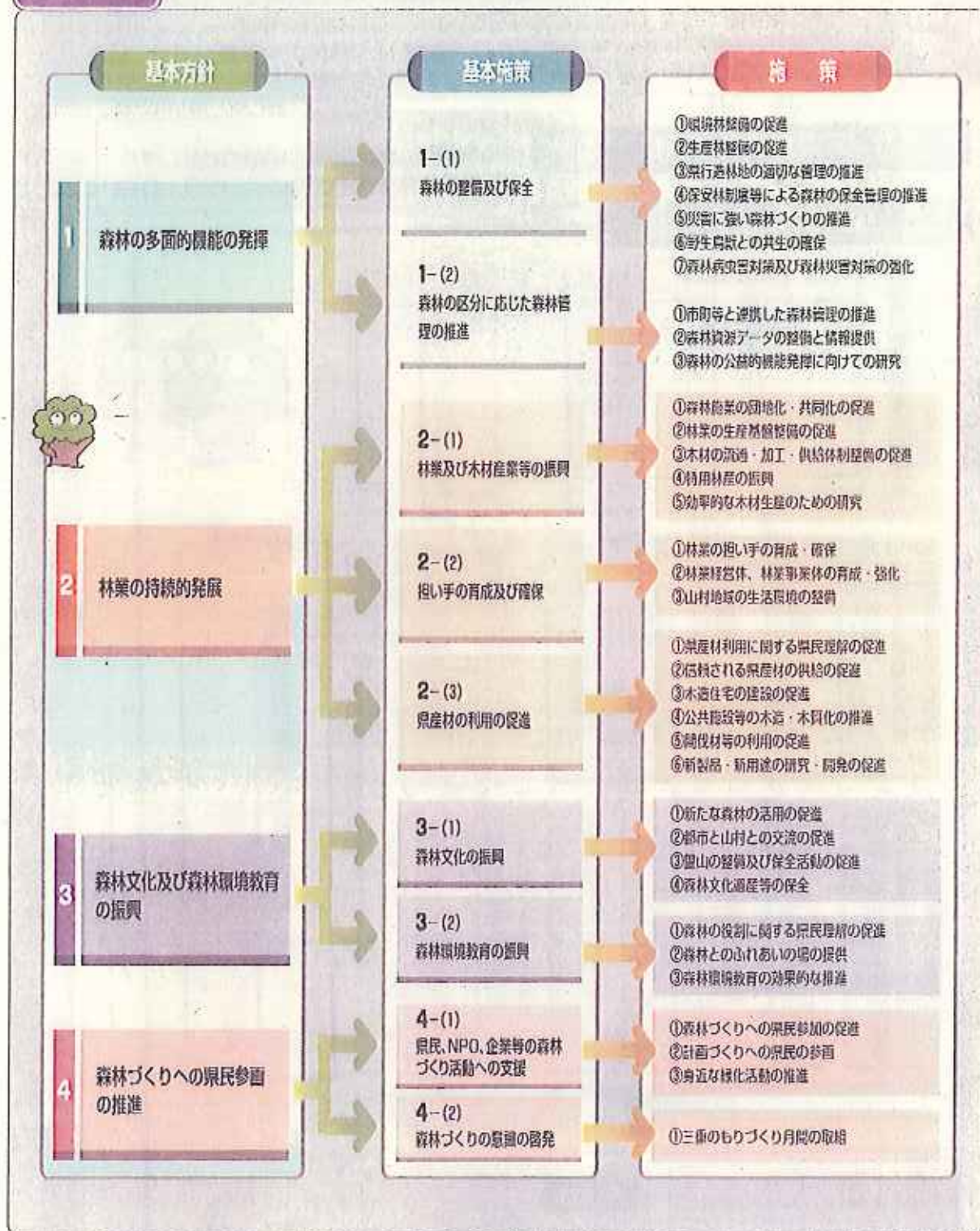
目指すもの
 ● 環境への負荷の少ない循環型社会の構築
 ● 県民の健康で文化的な生活が確保されている社会

三重の森林づくり基本計画



三重の森林づくり基本計画の施策体系

施策体系



三重の森林づくり基本計画に基づく施策の検討について

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能(※1)の持続的な発揮を目指します。

※1 多面的機能：地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、木材の生産等多面にわたる機能

(現状と課題)

山村地域では、木材価格の低迷や需要の減少による林業活動の停滞、過疎化・高齢化の進行などにより、林業生産活動が停滞し、森林の適正な管理が困難になっています。

林業は、木材生産のみならず、森林の健全な育成を担っており、今以上に林業の停滞を招く場合には、間伐などの手入れの不足した森林が増加し、公益的機能(※2)の発揮への支障が懸念されています。

間伐が遅れ過密化した森林では、様々な公益的機能が低下するばかりか、もやし状の木に成長し、また、林床が暗く下層植生が消失するなど、風倒木の発生や山崩れなどの災害につながる危険性が大きくなります。

このような状況の中、三重県では、環境林(※3)と生産林(※4)に区分し、それぞれの区分に応じた対策を講じていますが、環境林では、竹林を含む里山林の荒廃が進んでいます。また、生産林では、中小の森林所有者を中心に、林業採算性の低い森林の整備が進んでいません。

さらに、森林所有者の経営意欲の低下、高齢化等から境界の不明確な森林が増加するとともに、森林整備を進めるための情報管理が困難になっています。

※2 公益的機能：木材生産を除く、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養などの機能

※3 環境林：原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林

※4 生産林：公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う森林

II 基本方針2 林業の持続的発展

森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることから、これを支える林業の持続的発展を図ります。

(現状と課題)

「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を進めるため、木造住宅や公共施設等への県産材使用を促進するとともに、再生産可能な資源として木材の利活用を図る必要があります。

木材価格が低迷する中、林業の活性化を図り、三重県の約8割の利用可能な森林の木材を安定的に供給するためには、木材生産現場におけるコスト削減が必要です。

なお、山村地域の過疎化、高齢化及び若者の山離れに伴い、林業労働力が減少しているため、長期的な就業が期待できる若年層の確保と育成が必要です。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

(現状と課題)

昔から人々は、森林とともに生き、森林から供給される木材を生活に巧みに取り入れ「木の文化」を育んできました。しかし、暮らしの中で、利便性の追求や生活様式の変化等から鉄やアルミニウムなど人工の材料が木材に代えて利用されるようになるとともに、「森林」や「木」と「人」との関係も次第に希薄になり、これまで培ってきた「木の文化」の崩壊が懸念されています。

また、里山(竹林を含む)は、地球の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきましたが、近年、県民の森林や木に対する関心の薄れにより、地域の人々の入林の機会も少なくなり、放置され荒廃の進んだ里山が増加しています。

さらに、学校教育現場における森林の役割や木材利用の意義等に関する学習機会や森林や木とふれあう機会も少ない状況です。

Ⅳ 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

(現状と課題)

森林の公益的機能は、すべての県民の生活に寄与し、不可欠なものであることから、森林所有者や行政による森林整備に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体により、社会全体で森林づくりを支える必要があります。

このため、県民の森林や木についての理解を一層深めるとともに、森林ボランティア等の活動や企業の森など、多様な主体による森林づくりの促進を図っていますが、県下全体の大きな取組にはつながっていません。

また、もりづくり月間を中心に、県内各地で森林づくりに関するイベント等を開催していますが、広く県民が森林づくりに参加する状況には至っていません。

※施策の実施状況

別紙「三重の森林づくりを進めるための主な施策と予算」参照

三重の森林づくりを進めるための主な施策と予算

【基本方針】

【基本施策】

【平成20年度に講じる主な取組と予算額】

森林の多面的機能の発揮

森林の整備及び
保全
5,563,398千円

①	森林再生CO2吸収量確保対策事業費	94,752千円
①	県単森林環境創造事業費 ・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	201,564千円
①	環境林整備治山事業費 ・環境林で国補対象外の機能の低下した保安林の整備の推進	164,000千円
①	造林事業費	315,792千円
①	県単造林事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	16,834千円
①	高齢林整備間伐促進事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための高齢級の間伐の促進	195,000千円
	森林整備促進事業費 ・森林所有者等による森林の適切な管理や地域活動の促進	78,690千円
	県行造林事業費 ・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	77,500千円
	治山事業費	2,939,504千円
	県単治山事業費 ・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	1,217,985千円
	山地災害対策関連事業費 ・既存の治山施設や森林の有効活用による山地災害の未然防止の推進	10,377千円
	猟政費 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化の推進	23,029千円

森林の区分に
応じた森林管理
の推進
15,192千円

	地域森林計画編成事業費 ・地域の特性に応じた森林施策の推進目標や森林管理指針の整備	13,026千円
*	自然環境保全技術開発費 ・針広混交林化や広葉樹林化等の研究	2,166千円

林業及び木材
産業等の振興
1,337,986千円

	原木安定確保パイロット事業費 ・林業事業体による原木の安定的、持続的な供給確保の促進	5,019千円
	林道事業費	1,005,676千円
	県単林道事業費 ・森林整備につながる林道などの路網整備の促進	15,914千円
	林業・木材産業構造改革事業費補助金 ・林産物の安定供給やニーズにあった製品供給のための施設整備の促進	298,840千円
①	森の恵みの価値向上事業費 ・消費者のニーズにあった安全で安心なきのこ類の生産の促進	2,548千円

担い手の育成
及び確保
146,076千円

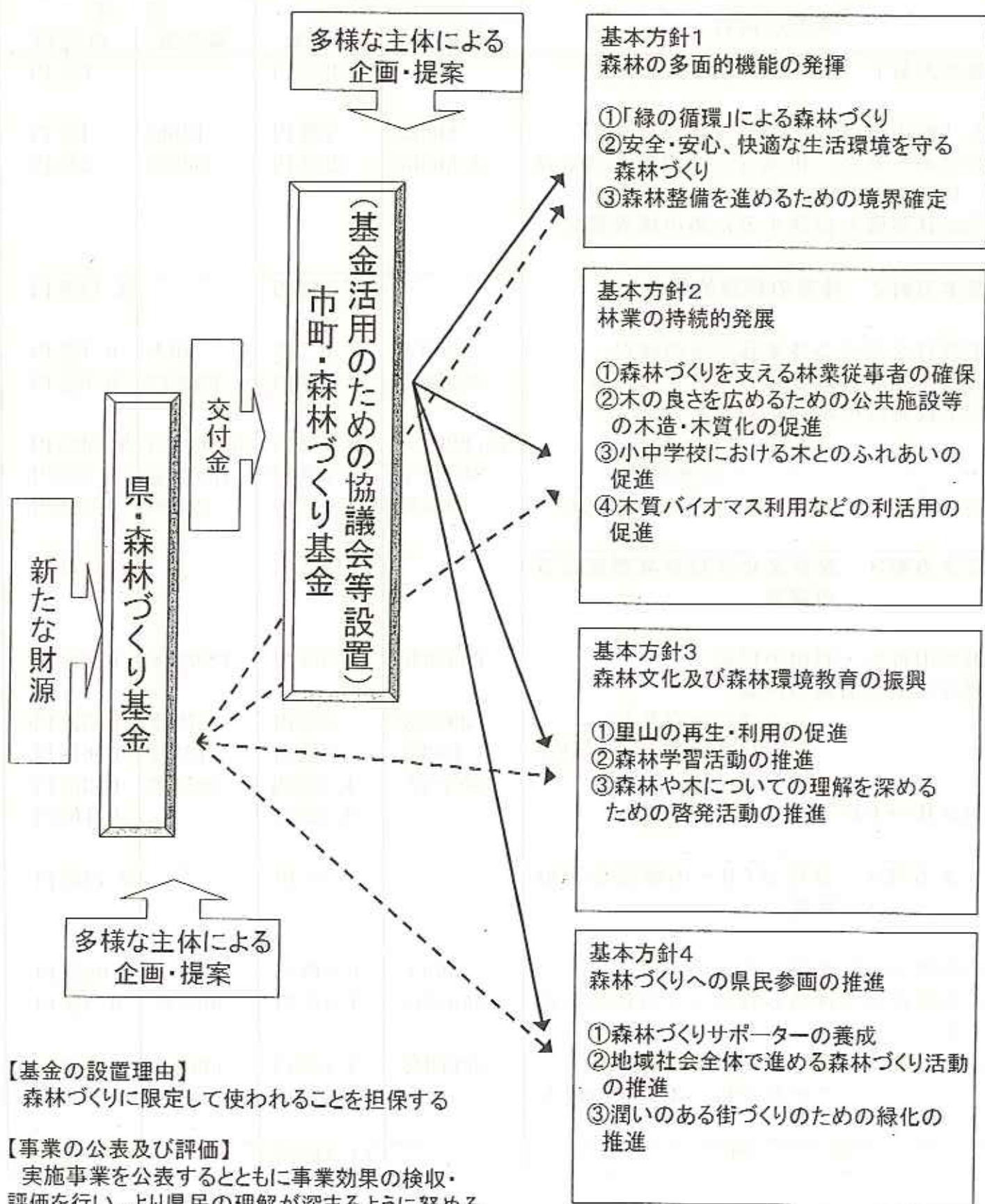
①	林業担い手育成確保対策事業費 ・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	12,076千円
	森林育成促進資金貸付事業費 ・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	130,381千円
①	地域林業推進体制整備事業費 ・機械化や低コスト化など、林業経営合理化のための普及指導等の推進	3,000千円

林業の持続的発展

	県産材の利用の促進 762,240千円	① 「三重の木を使おう」推進事業費 ・県産材「三重の木」の認証と「三重の木」使用住宅の建設の促進	100,000千円
		② *長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発事業 ・人工林の長伐期化に対応した育林及び木材利用の研究	1,350千円
森林文化等の振興	森林文化の振興 10,627千円	自然環境保全対策事業費 ・里地里山の自然を守り育てる団体等の活動の促進	1,558千円
		③ 森林とのふれあい・学び事業費 ・森林や木の理解を深めるための森林での体験活動等の促進	9,069千円
	森林環境教育の振興 5,079千円	普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施業に関する指導の実施	5,079千円
県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援 17,682千円	④ 多様な主体による森林づくり事業費 ・ボランティアや企業等多様な主体による森林整備活動の促進	2,916千円
		⑤ 漁民の森づくり活動推進事業費 ・漁業関係者が実施する植栽や保育などの森林整備の促進	1,672千円
		竹林整備・利用モデル事業費 ・多様な主体による荒廃竹林の整備の促進	2,000千円
	緑化推進費 ・緑化活動の推進と公共施設の緑化の推進	11,094千円	
	森林づくりの意識の啓発 2,386千円	⑥ 「みんなで考える三重の森林」事業費 ・県民の森林や木の理解を図るための森林フォーラムや森の講座の開催	2,386千円

- 注) ① : 第二次戦略計画における重点事業
 ② : " 舞台づくり事業
 ③ : H20年度新規事業
 * : 林業研究部予算

新たな施策を進めるための仕組み(案)



【基金の設置理由】

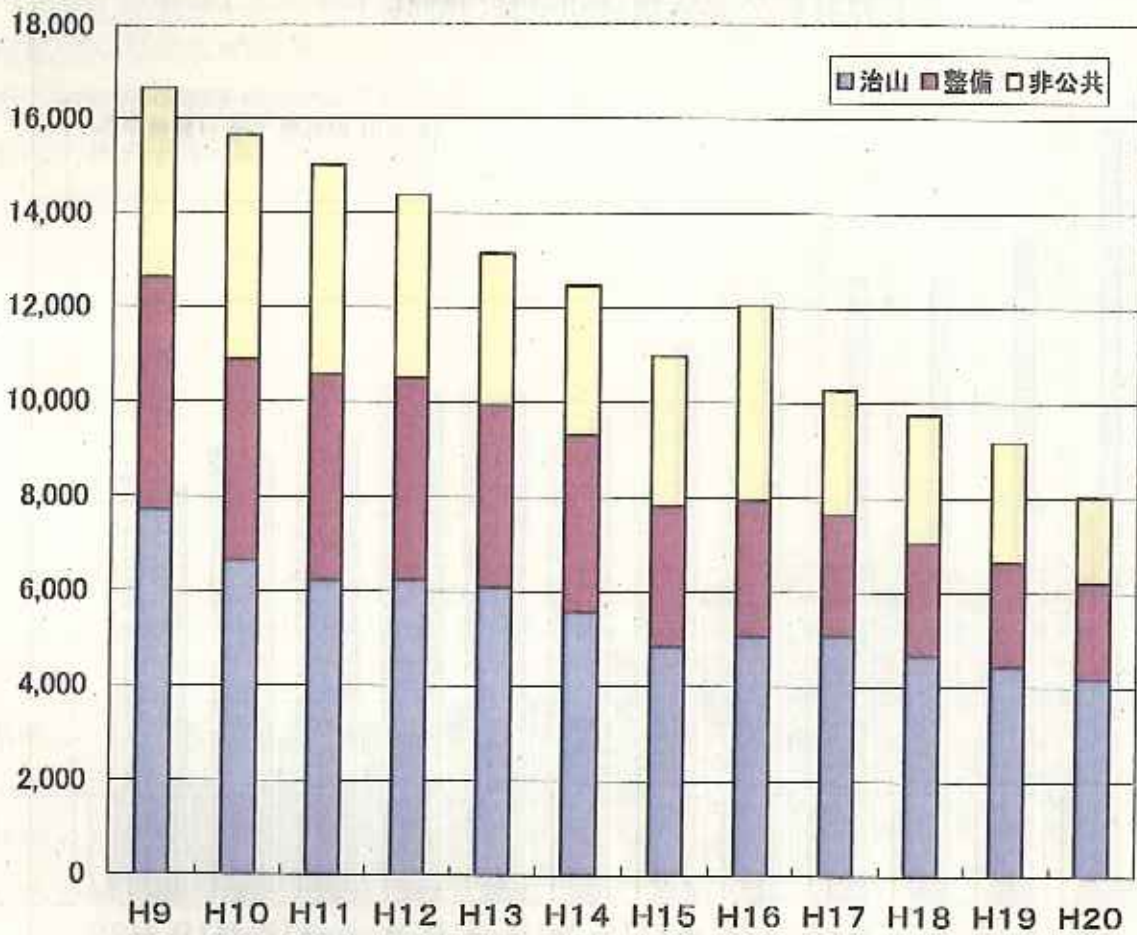
森林づくりに限定して使われることを担保する

【事業の公表及び評価】

実施事業を公表するとともに事業効果の検収・評価を行い、より県民の理解が深まるように努める

三重県林業関係当初予算の推移

百万円



(単位:百万円)

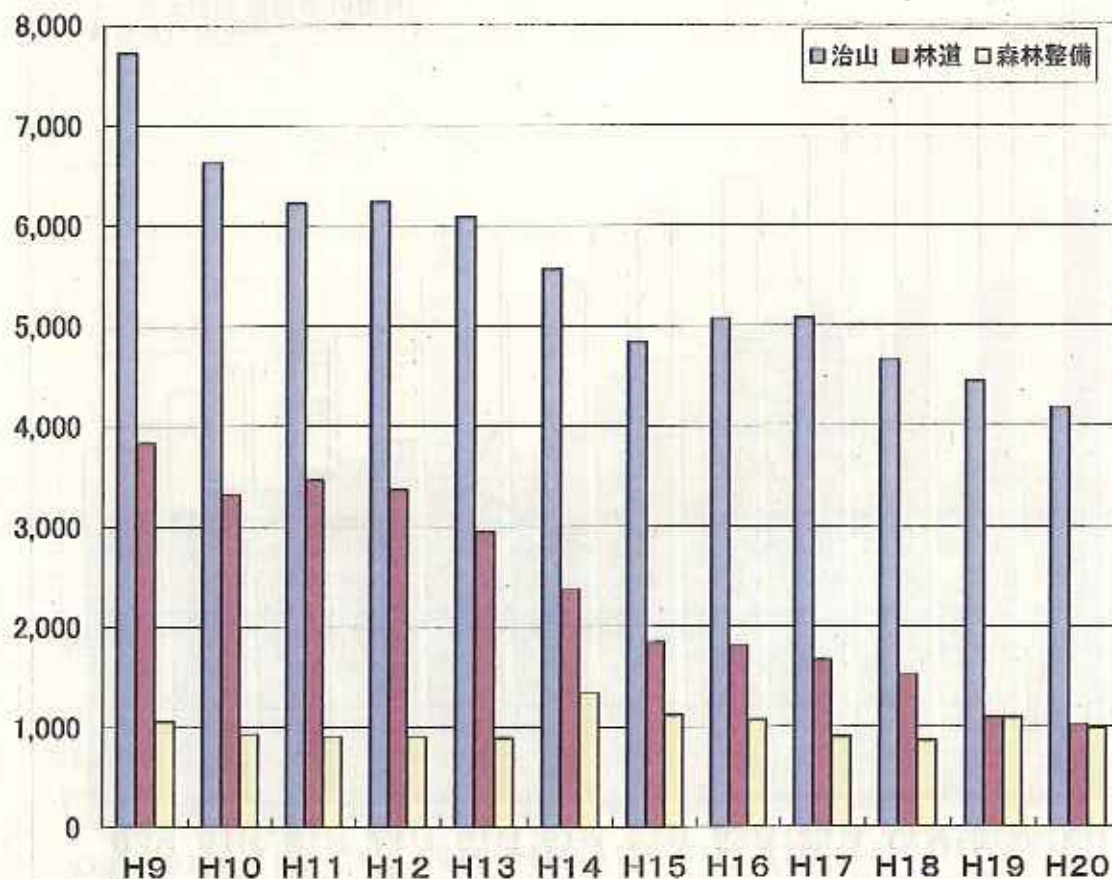
区分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H19/H9	
林業関係	治山	7,717	6,635	6,220	6,227	6,086	5,562	4,840	5,064	5,072	4,657	4,443	4,178	54.1%
	整備	4,879	4,244	4,358	4,262	3,836	3,720	2,959	2,875	2,565	2,387	2,183	2,010	41.2%
	非公共	4,080	4,757	4,427	3,880	3,222	3,180	3,182	4,112	2,839	2,720	2,545	1,831	45.1%
計	16,656	15,636	15,005	14,369	13,144	12,462	10,981	12,051	10,278	9,764	9,172	8,019	48.1%	

注1: 整備事業(林道事業+森林整備事業)

注2: 非公共事業(治山、整備事業を除く林業関係事業)

三重県林野公共事業当初予算の推移

百万円



(単位:百万円)

区分	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20/H9	
公共事業	治山	7,717	6,635	6,220	6,227	6,086	5,562	4,840	5,064	5,072	4,657	4,443	4,178	54.1%
	林道	3,826	3,317	3,456	3,361	2,948	2,379	1,842	1,810	1,663	1,523	1,092	1,022	26.7%
	森林整備	1,053	927	902	901	888	1,341	1,117	1,065	902	864	1,091	988	93.8%

森林づくりのための新たな財源の検討について

(森林づくりの財源として検討の留意点)

- 1 森林づくりのための施策は喫緊の課題であり、集中的かつ継続的に実施する必要があるため、一定期間にわたり相当額を安定的に確保する必要があります。
- 2 すべての県民が森林からの恩恵を受けていることから、幅広く、加重重荷にならない程度をご負担をいただくことが望ましいと思われまます。
- 3 得られた財源が森林づくりを目的として活用されることを明確にする必要があります。

1. 分担金・負担金

(具体的内容)

国又は地方公共団体が行う特定の事業(数人又は地方公共団体の一部に受益が発生する事業)を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者や関係者等に、その受益の限度において徴収することができるもの。

(具体例)

県営かんがい排水事業費地元分担金、林業事業費負担金(県営林道事業)

【森林づくりの財源としての整理】

森林の公益的機能は、県民全体が受益者となり、不特定多数、県下全域に利益を及ぼすものであることから、地域を限定した事業を除き分担金等を徴収することは困難であると考えられます。

2. 使用料

(具体的内容)

行政財産の目的外使用や公の施設を利用するにあたって、その受益の実費負担として徴収できるもの。

(具体例)

美術館使用料、博物館入館料、看護大学授業料

【森林づくりの財源としての整理】

使用料は、特定施設の利用の対価にとどまるものであることから、公の施設以外の私有林等を対象として、広く使用料を徴収することは困難であると考えられます。

3. 手数料

(具体的内容)

地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収できるもの。

(具体例)

旅券事務手数料、狩猟免許等手数料

【森林づくりの財源としての整理】

森林の公益的機能の維持・向上のための施策の推進は、特定の者のために実施するものではなく、また、特定の役務に該当しないことから、手数料として徴収することは困難であると考えられます。

4. 寄附金

(具体的内容)

金銭その他の資産等を相当の対価を求めることなく任意に提供するもの。

直接、間接を問わず、国や地方自治体が寄附金を割り当てて強制的に徴収することはできません。

(具体例)

高等学校等修学奨学金寄附金、緑の募金

【森林づくりの財源としての整理】

寄付者の任意の協力に委ねるものであり、収入源として不安定である。また、財源規模には一定の限界があると考えられます。

5. 租税

(具体的内容)

国や地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律または条例の定めに基づいて徴収することができるもの。

地方税法は、地方公共団体の判断によって財政上その他の必要があると認められる場合には、法で定める標準税率を超える税率を定めること（超過課税制度）や、法で定める税目以外に税目を新設して独自の課税を行うこと（法定外税制度）ができる仕組みになっています。

なお、法定外税は、税金の使いみちが特定されている「法定外目的税」と、使いみちが特定されていない「法定外普通税」に区分されます。

(具体例) 平成19年4月現在の導入状況

①超過課税

○基金を設置するなどし森林整備にあてられている税

- ・個人県民税均等割 23団体(滋賀県、奈良県ほか)
- ・個人県民税所得割 1団体(神奈川県)
- ・法人県民税均等割 22団体(滋賀県、奈良県ほか)

○上記以外の税

- ・法人県民税法人税割 46団体(静岡県を除く都道府県)
- ・法人事業税 7団体(東京都、神奈川県ほか)

②法定外税

○法定外目的税

- ・主なもの 産業廃棄物関係税 27団体(三重県、愛知県ほか)

○法定外普通税

- ・主なもの 核燃料関係税 13団体(福井県、石川県ほか)

【森林づくりの財源としての整理】

租税は、一定の財源が継続的・安定的に確保されることから、森林づくりのための施策が円滑に施行できるものと考えられます。

しかし、租税は県民に新たな負担を求めるものであるため、その導入にあたっては、県民の理解を得ることが欠かせないと考えられます。

(参考：租税の基本原則)

○公平であること

様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力(担税力)に応じて公平であること。

○中立であること

税選択ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにすること。

○簡素であること

税制度の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするとともに、行政側のコストが過大とならないこと。

6. 市民ファンド（コミュニティ・ファンド）

（具体的内容）

特定の地域やコミュニティにおいて、あらかじめ合意された事業などの用途に対して、投資や融資を行うことを目的として設置され、運営される基金のことである。地域における人的なネットワークを通じた「顔の見える関係」を活用し、「目利き」を行い、NPOや起業者などのコミュニティ・ビジネス、コミュニティ・サービスの事業者に低利の資金を供給する。

（具体例）

NPO法人北海道グリーンファンド

市民の出資により風力発電施設を建設し、その売電収益を出資者に還元している。

【森林づくりの財源としての整理】

森林づくりに対する県民の参加や理解の促進を図るうえで有効な手段であると考えられますが、森林資源等を活かした収益事業が見出せるか、県民からの資金集めが可能かといった課題があり、実現しても、収入源として不安定で、財源規模にも限度があると考えられます。

森林整備にかかる地方の独自課税

区分	県名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	課税仕組み			課税期間	H19税収額見込み(億円)
					方式	個人	法人		
導入済計23県	高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	県民税均等割超過課税	500円/年	500円/年	5年間	1.7
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	5.4
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	県民税均等割超過課税	300円/年	均等割額の3%増	3年間	1.1
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	2.1
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	4.2
	愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	4.0
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	期限なし	4.9
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	H16.6	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	4.3
	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	5年間	7.5
	福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	5年間	11.2
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割超過課税	400円/年	均等割額の5%増	5年間	9.5
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の11%増	5年間	6.0
	兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の10%増	5年間	23.2
	奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	3.6
	大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	3.1
	宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	2.9
	山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割超過課税	1000円/年	均等割額の10%増	期限なし	5.4
	神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税措置	H19.4	H17.10	県民税均等割所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし	5年間	35.0
	富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	2.7
	石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	3.1
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	1.8
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	5.9
	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	2.8
導入予定(議決済)計6県	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の8%増	5年間	—
	茨城県	茨城県森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割超過課税	1000円/年	均等割額の10%増	5年間	—
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増	10年間	—
	長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	—
	福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	期限なし	—
	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5年間	—

【備考】・高知県及び鳥取県は、H20.4から5年間延長予定

・山口県、鹿児島県を除き、税収額を明確にするために基金を設け、基金に繰り入れることにより、他の税収と明確に区分している。

用語解説

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林のことで、森林所有者が林業生産活動に制限を受ける森林。

木づかい

暮らしに国産材の製品をどんどん取り入れて森を育てるエコ活動。

里山林

居住地近くに広がり、^{しんたんりん}薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

^{しんこうこんこうりん}針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林の（有する）公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

森林の（有する）多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産の森林がもつ機能。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用行う森林。

地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

不在村森林所有者

所有する森林とは別の市町村に居住する個人または主たる事務所のある法人。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林内に放置される残材。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

